

第1条 (取引開始条件)

- (1) 預入通貨は、韓国ウォン(KRW、以下「ウォン」と)します。
- (2) 取引開始時の預入金額は、1,000万ウォン以上とします。
- (3) 韓国における当行本店営業日以外の日は預入及び解約はできません。

第2条 (預入期間)

預入期間は、当店が別途定める期間とします。

第3条 (利息)

- (1) 預金利息は預入日(自動継続の場合は継続日)現在の店頭表示の預金期間別の利率によって計算します。
- (2) 付利単位は、1ウォンとし、1年を365日として日割り計算します。
- (3) 利息は、満期日または当行が指定する利息支払日にウォンで支払います。

第4条 (自動継続)

預金者が自動継続を指定した場合は、当行は、指示内容にしたがい満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。

その場合には預金利率は、自動継続当日における、同一期間の定期預金の利率を適用します。

第5条 (満期日の支払い)

満期日または当行が指定する日に元金および利息をお支払いします。この場合の支払い方法は、同通貨の当座預金に入金する方法、元金および利息をウォン現金でお受取りになる方法、支払日の当店公示レートで換算した円貨額でお支払いする方法を選択することができます。

但し、元金および利息をウォン現金でお受取りになる場合は、当店が別途定めた料率で計算した手数料を徴収します。

第6条 (満期日前の解約)

預金者は原則として、満期日前の解約を請求することはできません。但し、当行がやむを得ないと判断した場合は中途解約に応じる事がありますが、その場合には預かり期間に関係なく利息は支払いません。また、場合により解約手数料を徴収することがあります。

第7条 (満期日以降の利息)

満期日に解約申込せず、経過した場合は、満期日から解約申込日までの期間に対して満期日以降の利息は支払いしません。

第8条 (届出事項の変更、証書(又は通帳)の再発行等)

(1) この証書(又は通帳)や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があった時は直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この証書(又は通帳)を失った場合の証書(及び通帳)の再発行もしくは元金の支払い、または、印章を失った場合の元金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(3) 届出事項の変更および通帳・証書の再発行のときには、再度、本人確認を行います。また、通帳・証書再発行には、別途手数料が発生いたします。

第9条 (印鑑照合等)

この証書(又は通帳)、諸届出その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 (譲渡、質入の禁止)

この預金は当行の承諾なしに譲渡、質入はできません。

第12条 (証書裏面に記載する規定の不適用)

KEB Global Won 定期預金証書裏面に記載する規定は内容の変更等により不適用とし、本規定を適用いたします。

第11条 (取引の制限等)

(1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下、総称して「預金者情報等」といいます。)に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。

(2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反しまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) (1)の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

- ① 不当に多額または頻繁と認められる現金での入出金
- ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
- ③ 当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過した時、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

(5) (1)から(4)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに(3)の取引等の制限を解除します。

第12条 (反社会的勢力等からの預金口座開設申込みの断絶)

この預金口座開設申込み時に、当行が実施する申込者に対する審査の結果、当行が承諾した場合にのみ預金口座を開設、利用することができます。但し、次の各号の一つでも該当する場合は、当行は預金口座開設申込みをお断りするものと致します。

- (1) 申込者が第13条第6項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- (3) その他総合的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切と判断した場合

第13条 (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。この預金を解約するときは、下記の受領欄に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、自動書替継続を指定される場合の書替継続は記名押印がなくても取扱います。なお、解約手続きは取扱店のみでの取扱いとなります。

(2) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。本条において通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所に於て発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 法令で定める本人確認等における確認事項、および第4条(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。

④ 第11条(1)から(4)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合。

⑤ ①から④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。

⑥ 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑦ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

(3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が次のいずれかに該当することが判明した場合

A 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等

B 「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合

② この預金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に利用された場合

A 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取引(核兵器関連開発、大型兵器関連開発等)。

B 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物輸入取引。

第14条 (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後

見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1) および (2) と同様に届出てください。

(4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第15条 (規定の変更)

(1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上